

令和5年度運営指導結果 サービス種別：訪問介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
特定非営利活動法人土佐の太平洋高気圧	安芸市	ヒューマンケア・安芸	R4.9.27	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。 3 勤務表に訪問介護員等の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、サービス提供責任者である旨を明確に記載していないことが認められた。 4 職場におけるハラスメントの防止について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していないことが認められた。 5 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 	廃止済	
株式会社ニチイ学館	南国市	ニチイケアセンター南国	R5.9.28	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 	改善済	
合同会社晴レルヤ	土佐市	晴レルヤ	R5.6.27	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス計画が作成又は変更された場合に、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成又は変更していない事例が認められた。 2 勤務表を作成していないことが認められた。 3 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について、次が認められた。 (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針が不十分 (2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制がない 4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（新規に訪問介護計画を作成した利用者でないにもかかわらず初回加算を算定）が認められた。 	改善済	
特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	土佐市	特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	R5.8.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問介護計画に、担当する訪問介護員等の氏名及び訪問介護員等が提供するサービスの所要時間を記載していない事例が認められた。 	改善済	
株式会社第一期一会	土佐市	訪問介護サービスステーションすずめ	R6.1.18	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 	改善済	
株式会社ニチイ学館	宿毛市	ニチイケアセンターすくも	R5.7.12	なし		
株式会社すくも	宿毛市	訪問介護事業所アップル	R5.8.30	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問介護計画に変更があった場合に、既に作成されている居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成していない事例が認められた。 	改善済	
株式会社社支援隊	四万十市	ヘルパーステーション介援隊	R5.7.11	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 	改善済	
ニコニコケア株式会社	香南市	ヘルパーステーションあい	R5.6.8	なし		
社会福祉法人香南会	香南市	ホームヘルパーステーションはまゆう	R5.9.26	なし		
有限会社スーパーストア富士屋	香美市	富士屋ベターライフ香北	R5.6.13	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。 	改善済	
公益財団法人中芸介護公社	安芸郡奈半利町	ヘルパーステーションてのひら	R5.8.17	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供責任者でない訪問介護員等が訪問介護計画の内容を利用者に説明している事例が認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（利用料）が認められた。 	改善済	
社会福祉法人大豊町社会福祉協議会	長岡郡大豊町	社会福祉法人大豊町社会福祉協議会ホームヘルプサービス	R5.7.4	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。 	改善済	
社会福祉法人伊野福祉会	吾川郡いの町の町	ヘルパーステーションいの	R5.6.15	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供責任者を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 訪問介護計画を利用者に交付していない事例が認められた。 3 訪問介護計画に変更があった場合に、既に作成されている居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成していない事例が認められた。 4 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数）が認められた。 5 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（1）及び（2）が認められた。 (1) 訪問介護計画に位置づけられた時間（生活援助中心型45分以上）でサービスを提供したにもかかわらず、所要時間20分以上45分未満の生活援助中心型の訪問介護費を算定 (2) 生活援助サービスを提供していないにもかかわらず、所要時間45分以上の生活援助中心型の訪問介護費を算定 	改善済	
株式会社道	吾川郡いの町の町	訪問介護事業所あずみ	R5.8.4	なし		
株式会社リパフル	吾川郡いの町の町	ヘルパーステーションささえ	R5.12.5	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供責任者を変更しているにもかかわらず、届け出ていないことが認められた。 2 勤務表について、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を記載していないことが認められた。 	改善済	

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
株式会社ケアセンターさかわ	高岡郡佐川町	株式会社ケアセンターさかわ	R4.10.13	なし		
四国部品株式会社	高岡郡椿原町	介護サービスなごみ椿原事業所	R5.11.2	1 運営規程に実態と相違する事項（利用料）が認められた。	改善済	
社会福祉法人清流会	高岡郡四万十町	ヘルパーステーション「四万十」	R5.12.7	1 訪問介護員等の員数について、常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。 2 訪問介護計画が作成されていない期間がある事例が認められた。 3 居宅サービス計画の内容に変更があったにもかかわらず、必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 4 サービス提供に必要な勤務体制を確保できていない事例が認められた。 5 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（新規に訪問介護計画書を作成せずに、初回の指定訪問介護を行ったにもかかわらず初回加算を算定）が認められた。	改善済	
株式会社高南企画サービス	高岡郡四万十町	ヘルパーステーションにいだ	R6.2.13	1 勤務表の作成について、不十分であることが認められた。	改善済	